

香川県条例第11号

香川県青少年保護育成条例及び香川県ネット・ゲーム依存症対策条例の一部を改正する条例
(香川県青少年保護育成条例の一部改正)

第1条 香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(インターネットの利用に係る保護者等の努力義務) 第17条の3 略 2 略 3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）<u>第2条第4号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングソフトウェアの利用に係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。	(インターネットの利用に係る保護者等の努力義務) 第17条の3 略 2 略 3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）<u>第2条第3号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングソフトウェアの利用に係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(香川県ネット・ゲーム依存症対策条例の一部改正)

第2条 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例（令和2年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業者の役割) 第11条 略 2 略 3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）<u>第2条第4号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たって、フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、県民がネット・ゲーム依存症に陥らないために必要な対策を実施するものとする。	(事業者の役割) 第11条 略 2 略 3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）<u>第2条第3号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たって、フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、県民がネット・ゲーム依存症に陥らないために必要な対策を実施するものとする。

--	--

附 則
この条例は、規則で定める日から施行する。